

くらし



講座「首都直下地震に備えて～我が家で準備できること」講

【日時】10月15日(木)午後1時30分～3時30分

【会場】新宿消費生活センター分館(高田馬場1-32-10)

【対象】区内在住・在勤の方、12名

【内容】防災情報を共有し、家庭でできる備えを考える(講師は四海こずえ/防災士)

【主催・申込み】往復はがきに3面記入例のとおり記入し、9月30日(必着)までに消費者大学OB&エシカルの会(〒169-0075高田馬場1-32-10、新宿消費生活センター分館内)☎(3357)2101へ。応募者多数の場合は抽選。

基礎から学ぶ寄せ植え講座 講

●秋の草花で寄せ植え作り

【日時】10月17日(土)午前10時～11時30分・午後1時30分～3時

【講師】星野学/テクノ・ホルティ園芸専門学校講師

【費用】2,000円(材料費。自宅学習用の苗を追加する場合は2,500円)

【持ち物】筆記用具、園芸用手袋(お持ちの方)、エプロン、持ち帰り用の袋

【会場・申込み】往復はがきに3面記入例のほか希望時間(午前・午後の別)、苗の追加希望の有無を記入し、9月30日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内)☎(3348)6277へ。各回定員15名(小学生は保護者同伴)。応募者多数の場合は抽選。



令和2年度版

障害者福祉の手引

相談窓口・手帳の申請方法・生活支援など
障害のある方が利用できるサービスを掲載しています



【配布場所】▶障害者福祉課、▶保健予防課(第2分庁舎分館1階)、▶保健センター、▶子ども総合センター(新宿7-3-29)、▶特別出張所、▶障害者福祉センター(戸山1-22-2)、▶あゆみの家(西落合1-30-10)、▶区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)、▶地域活動支援センター(まど・ラバンス・ファロ・風)、▶障害者生活支援センター(百人町4-4-2)、▶シャロームみなみ風(弁天町32-6)、▶勤労者・仕事支援センター(新宿7-3-29)

【問合せ】障害者福祉課相談係(本庁舎2階)☎(5273)4518・FAX(3209)3441へ。

国民年金の加入・変更の届け出をお忘れなく

現在の状況	届け出理由	届け出先	届け出後の種別
自営業・学生・無職などの方	20歳になった	届け出不要※	第1号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者	20歳になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第1号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第2号被保険者	退職した	区医療保険年金課・特別出張所	第1号被保険者
	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第3号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	配偶者が退職した・配偶者が65歳になった・扶養ではなくなった	区医療保険年金課・特別出張所	第1号被保険者
	配偶者が転職した(配偶者は第2号被保険者を継続)	配偶者の新しい勤務先	第3号被保険者

※20歳前後に海外から転入した方は区医療保険年金課・特別出張所へ届け出が必要

みんなの国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入します

公的年金制度は、現役で働く世代が高齢者世代を支えることを基本としていますが、老後の生活のためだけでなく、家計を支える方が亡くなったときや、病気やけがで障害の状態になった時も、皆さんの生活を支えています。

加入者の種類

◆第1号被保険者【保険料は自分で納付】

自営業などの方と配偶者、学生・アルバイトなどで20歳以上60歳未満の方

◆第2号被保険者【保険料は給料から天引き】

会社員・公務員(厚生年金の加入者)などで原則として70歳未満の方(65歳以上の加入者は老齢年金などの受給資格のある方を除く)

◆第3号被保険者【保険料は配偶者が加入する年金制度が負担】

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

※任意加入被保険者

次のいずれかに該当する方は、希望すれば任意加入できます。

- ▶60歳以上65歳未満で、年金額を増やしたい方
- ▶60歳以上70歳未満で、受給資格期間を満たしていない方
- ▶日本国籍で海外に住む20歳以上65歳未満の方

国民年金の3つの給付

充実した老後のために

老齢基礎年金

保険料の納付期間・免除期間等の合計(受給資格期間)が原則として10年以上の方が、65歳になったときから受け取れます。

病気やけがで障害が残ったら

障害基礎年金

病気やけがで、日常生活に著しく支障のある障害の状態になったときに一定の要件を満たせば受け取れます。

もしものとき残された家族のために

遺族基礎年金

国民年金に加入中の被保険者が亡くなったとき、18歳(障害のある場合は20歳)未満のお子さんのいる妻または夫、両方もいないときは子どもが一定の要件を満たせば受け取れます。

保険料の支払いが難しいときは

所得が少ないなどで保険料の支払いが難しい場合には、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。区医療保険年金課年金係にご相談ください。

保険料の免除等は、原則として毎年度申請が必要です。免除の期間は、国民年金の受給資格に必要な期間に算入されます。

●免除(全額免除・一部納付等)申請

▶本人だけでなく、配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除になります。

▶退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます(配偶者・世帯主の所得が一定額以上の場合には利用できません)。申請には雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等の写しが必要です。

●納付猶予申請

50歳未満の方で世帯主の所得にかかわらず本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。納付猶予の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。

●学生納付特例申請

対象校の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。学生納付特例の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。

●産前産後期間の免除制度

平成31年2月1日以降に妊娠85日以後で出産または出産予定の第1号被保険者が対象です。出産(予定)日の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産(予定)日の3か月前から6か月間)が免除の対象です。産前産後免除期間として認められた期間は老齢基礎年金の受給額に反映されます。

●臨時特例措置

新型コロナの影響により国民年金保険料の納付が困難な方は、保険料の免除申請が可能です。

【申請対象期間】

▶令和元年度分…令和2年2月分～6月分(学生の方は令和2年2月分～3月分)

▶令和2年度分…令和2年7月分～3年6月分(学生の方は令和2年4月分～3年3月分)

【対象者】

以下の2点をいずれも満たす方
▶令和2年2月以降に新型コロナの影響により収入が減少した

▶令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる

国民年金に関する問い合わせ

- ◆国民年金の資格の取得・喪失、保険料の免除
区医療保険年金課年金係(本庁舎4階)
☎(5273)4338
- ◆国民年金の給付の相談・申請
区医療保険年金課年金係(本庁舎4階)
☎(5273)4338、新宿年金事務所(大久保2-12-1)☎(5285)8611

- ◆国民年金の納付・厚生年金の申請
新宿年金事務所☎(5285)8611
- ◆ねんきんダイヤル(一般の年金相談)
☎0570(05)1165(050から始まる電話からは☎(6700)1165)
- ◆日本年金機構ホームページ…HPhttp://www.nenkin.go.jp/